

26年8月1日

No.113



発行

練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222



第二十四回定期総会を終えて

会長 青木 泉

安心と信頼の実績 記帳指導の青色申告会

この表題通り練馬西青色申告会は日夜活動をしています。

では会員の皆様が青色申告会の業務をどれだけ存知なのかを少しでも確認をしてみたいと思います。はじめは青色申告の様々なことの確認です。続いていろいろな会員へのサービス事業を確認してみます。サービスが多すぎて今会報での確認では済みそうにありませんから次回の会報も読んでください。

青色申告会の会員は東京全域に一万三千人の会員を擁する大組織です。家族従業員を含めると五十万人をはるかに超える組織に膨れあがっています。

会員の皆様が安心して事業を遂行するにはただ働けば良いだけではないことは皆様ご承知のことです。国民の義務として納税があります。事業を営む人は誰もが毎年決算をし確定申告をしなければならぬことはご存知の通りです。青色申告制度を利用している人も制度を利用していない人も事業を営んでいれば毎年決算をし確定申告をしなければならぬと云う事です。

事業を営みながら青色申告制度を利用せずに申告をする事を白色申告と言います。記帳帳簿の保存義務が無いので一見では気が楽に思い勝ちですが結局は申告をしなければならぬ事は青色申告と同じです。白色申告は税務署への届けが必要無いが青色申告はあります。

告はあります。青色申告に特別控除があるが白色申告にはありません。家族従業員への報酬にも大きな差があります。白色申告での支払いは上限があつて、青色申告には上限がありません。事業で赤字が出た時、白色申告では赤字処理が出来ませんが青色申告をすれば赤字処理も出来れば減価償却の特例も受けられます。今までは白色申告をしている人は経費をおおまかに計算して申告できて帳簿がどこかにいってしまつてもさしたる問題はありませんでした。ところが平成二十六年月以降はすべての白色申告者に記帳と帳簿保存が義務化されました。

どうせそうなら青色申告に切り替える方が得だと考える人は税務署に「所得税の青色申告承認申請書」家族を専従者にするなら同時に「青色申告専従者給与に関する届出書」を提出すれば良いだけの事なのです。青色申告制度を利用したならさまざまな特典を受けなければもったいない話です。から、青色申告会が十分なサポートをさせていたいて節税にご協力をします。

続きは次回会報でいたし



会長挨拶風景

会勢拡大功勞表彰

平成二十五年度の会勢拡大運動において、当初の目的を達成され、会員を増強された支部に記念品が贈呈されました。

税理士支部

(加藤 義信 支部長)

柔道接骨師会支部

(羽賀 義比古 支部長)



第24回定期総会会勢拡大表彰

練馬西青色申告会



表彰された税理士支部と柔道接骨師会支部

会員5000名増強キャンペーン

紹介して下さい!!

お知り合いに次の方がいらしたらご紹介下さい。

二大特典

- ①入会者には入会金無料
- ②紹介者には記念品5,000円

・入会申込書を事務局へお持ち頂いた場合。詳しくは事務局まで。

- 青色申告の方
- 白色申告の方
- 事業経営の方
- 自由業の方
- アパート経営の方
- 新規開業されたばかりの方

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
上記の方で青色申告会にまだ入会されていない方をご紹介下さい。

期間：平成26年4月1日～27年3月31日まで

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

平成 25 年度 収支決算報告書
平成 26 年度 収支予算書

自 平成 25 年 4 月 1 日
至 平成 26 年 3 月 31 日
自 平成 26 年 4 月 1 日
至 平成 27 年 3 月 31 日

◆収入の部

(単価：円)

科 目	平成 25 年度 予算額	平成 25 年度 決算額	平成 26 年度 予算額
前期繰越金	2,451,971	2,451,971	3,091,287
入会金	80,000	56,000	80,000
会費	54,000,000	51,381,100	54,000,000
受託手数料	0	673,771	0
事業手数料収入	13,000,000	13,891,169	13,500,000
帳簿売上	180,000	180,160	180,000
預貯金利息収入	2,000	1,507	2,000
雑収入	150,000	137,000	150,000
積立金繰入収入	1,000,000	1,000,000	2,000,000
合 計	70,863,971	69,772,678	73,003,287

◆支出の部

科 目	平成 25 年度 予算額	平成 25 年度 決算額	平成 26 年度 予算額
事務運営費	(47,050,000)	(47,158,843)	(47,550,000)
事務所賃借料	3,000,000	3,000,000	3,000,000
職員給与手当	32,600,000	32,693,507	32,700,000
福利厚生費	4,700,000	5,268,203	5,000,000
退職給与積立	800,000	768,000	800,000
通信費	1,000,000	998,462	1,000,000
消耗備品費	1,500,000	1,163,178	1,500,000
旅費交通費	1,150,000	1,097,770	1,150,000
水道光熱費	600,000	681,919	700,000
支払手数料	900,000	844,776	900,000
租税公課	400,000	293,200	400,000
雑費	400,000	349,828	400,000
事業運営費	(11,450,000)	(11,046,240)	(12,950,000)
総務財務部費	50,000	50,000	50,000
指導部費	3,500,000	3,493,741	3,500,000
組織広報部費	2,800,000	2,532,901	2,800,000
厚生部費	200,000	138,416	200,000
青年部活動費	200,000	173,738	200,000
女性部活動費	200,000	180,881	200,000
総会費	500,000	468,044	500,000
会議費	800,000	746,382	800,000
役員研修費	1,200,000	1,228,190	1,200,000
渉外費	1,500,000	1,484,807	1,500,000
表彰費	150,000	60,000	150,000
慶弔費	200,000	358,355	200,000
帳簿等仕入	150,000	130,785	150,000
パソコン関係費	0	0	1,500,000
支部交付金	(3,920,000)	(3,784,280)	(3,920,000)
支部活動費	3,360,000	3,311,500	3,360,000
支部報奨金	360,000	311,520	360,000
交通傷害保険	200,000	161,260	200,000
会費前納報奨金	(2,000,000)	(1,953,000)	(2,000,000)
連合会分担金	(2,800,000)	(2,739,028)	(2,800,000)
予備費	(3,643,971)	(0)	(3,783,287)
次期繰越金	-	3,091,287	-
合 計	70,863,971	69,772,678	73,003,287

「平成25年度」事業報告

1、会の現況(平成26年3月31日現在)

- (1) 会員数 3,345名
- 25年度 入会者 284名
- 退会者 281名
- 支部数 23支部
- 役員数 137名
- 事務局職員 8名
- (男子4名、女子4名)

2、指導事業

(1) 決算指導

- (1月22日～3月17日) 46日間
- ①所得税決算書作成 2,481件
- ②消費税指導 382件
- ③e-tax指導 531件

(2) 源泉所得税手続き指導

- ①上半期分(6月17日～7月10日) 421件
- ②年末調整(12月16日～1月20日) 578件

(3) 新規青成者記帳指導

- ①25年度青色申請者 4月5月6月7月 239件
- ②26年度青色申請者 11月・12月・1月 78件

(4) 記帳確認講習会及び消費税の個別相談会

- 10月21日～11月22日 (24日間 24会場) 275件
- (5) 複式簿記講習会
- ①複式記帳者個別相談 4月5月 33件
- ②3回でできる複式簿記講座 8月19日～8月27日の間 15名受講

9月6日～9月13日の間

- 4名受講
- 10月3日～10月10日の間 13名受講
- (9日間、32名受講)

(3) 複式簿記の決算編講座

- (12月9日・10日・11日) 3回開催
- 11名

(6) 会計ソフト使用による記帳講習会

- (7月23日・24日 12月17日・18日) 4回開催
- 28名

(7) 税務講習会

- 住民税、国保に関する講習会 7月11日 34名
- 相続税についての講習会 11月13日 27名
- 不動産と税金についての講習会 11月19日 13名
- 獣医師会を対象の講習会 11月26日 11名
- 改正税法についての講習会 11月28日 5名

(8) 税理士・司法書士による無料個別相談会

- ①税理士(6回開催) 7月2・16日 9月26・27日 11月5・6日 31名
- ②司法書士(5回開催) 7月24 9月13・19日 11月6・21日 7名

(9) 受託者記帳指導

- 説明会方式による記帳講習会 延29名
- 会計ソフト使用による集合記帳講習会 延112名

税理士による集合説明会及び税務相談

合計163名 22名

3、組織広報事業

(1) 会員増強特別月間(11月)

- ①会員増強特別月間(11月) 入会者 34名
- (地域ブロックで推進会議 5回開催) ウォーキング勸奨 9日間10カ所 87名参加
- ・青色申告普及、会勢拡大出陣式の開催
- ②確定申告期の青色コーナール入会者 154名
- (2月4日～3月31日) 38日間 勸奨従事者 役員 107名 外部派遣19名 事務局40名 計166名
- ③会勢拡大キャンペーンの実施 (4月1日～3月31日) キャンペーン期間中の紹介勸奨件数 21件

(2) 広報活動

- ①税を考える週間等でのチラシ配布
- ②会報「ねりま青色だより」の発行 6回
- ③ホームページを活用した広報活動
- ④子供のための「租税教室」開催
- ⑤親子で学ぶAED講習会の開催
- ⑥新規青成者、白色記帳者、決算説明講習会等でのP・R

(3) 役員研修会

- ①一泊研修会 箱根湯本 62名

(研修内容)

- ・贈与税の基本と改正点
- ・社会保障、税番号制度について
- 講師 渡邊篤史 税理士会支部長

(2) 青色コーナールのための研修会

- 「チーム青色」本年度、副会長ほか役員 計10名
- 特別研修会 2日開催

(研修内容)

- ・青色コーナールでのお願い事項
- ・コーナール来訪者への説明手順について
- ・青色申請書等、提出書類の記載について

(4) 青色カルチャーの開催

- 全26日 延318名
- 「書道教室」「絵画教室」
- 「英会話教室」「カラオケ教室」

4、厚生・共済事業

(1) 会員親睦等事業

- ①レクリエーション
- ・春の日帰り旅行(4/14) 南房総いちご狩り 練馬西会主催 バス1台 47名
- ・秋の日帰り旅行(10/27) 善光寺散策とりんご狩り 練馬西会主催 バス1台 45名
- ②会員健康診断(6/4) 練馬西会主催 60名
- (血圧測定・尿検査・心電図・胸部X線・25項目血液検査・胃部血液特殊検査、ほか眼底撮影など任意選択検査)
- ③青色生命共済 加入者 1,646口
- 共済金給付 61件 7,068,000円

(2) 青色生命共済

- 加入者 1,646口
- 共済金給付 61件 7,068,000円

(3) 東京青色傷害保険

- 加入者 374口

(4) 青色交通事故傷害保険

- 加入者 個人セット 222口
- ファミリーセット 10口

(5) 小規模企業共済

- 加入者 50名

(6) 中小企業倒産防止共済

- 加入者 4名

(7) 労働保険

- 取扱い事業所数 222所

5、女性部・青年部活動

(女性部)

- ・定期総会 6/11
- ・役員会(3回) 4/16・9/20・12/3
- ・文化教室(天然石ブレスレット教室) 7/19
- ・秋の研修会(造幣局見学) 11/8
- ・新年賀詞交歓会 1/16
- ・青色コーナール担当(4名出席)
- ・広報活動
- ・会報「青色だより」ホームページに女性部活動のP・R

(青年部)

- ・定期総会 6/6
- ・役員会 6/18
- ・広報活動 主催企画
- 「お笑いライブ」 9/18
- 「蕎麦打ち体験」 10/29
- 「格闘技エクササイズ」 11/20
- ・親睦会
- ・第3ブロックボリング大会 9/26
- ・青色コーナール担当(2名出席)

「平成26年度」事業活動方針

練馬西青色申告会は、誠実な納税者団体として健全な申告納税制度の普及・推進に努め、記帳水準の向上並びに事業の発展に寄与するため、日々研鑽して参りました。

今年度は4月から消費税率が8%に引き上げられ、さらに平成27年10月からは10%の予定もあり、個人事業主にとっては益々厳しい環境下にありますが、役職員一丸となり資質の向上に努め、会員に信頼され、会員と共に発展し、公益を目指す会づくりに努力致します。

また、インターネット送信、とくに多くの納税者が本人送信の出来る環境を整えるとともに、会計ソフトを利用した会員の指導体制を整え、65万円の青色申告特別控除を十分に活用できる記帳講習会から、白色申告者向けの記帳講習会まで幅広い公益活動をとらして、生涯現役で活躍できるよう、将来を見据えた会組織を視野に入れ、以下の施策を行います。

1、組織の拡充、強化

- (1) 年間を通しての、全会員呼びかけによる会勢拡大キャンペーンを継続実施し、特に10、11月の「青色普及会員増強運動特別月間」並びに、確定申告期の「青色コーナー」には万全の態勢で会員の増強と会勢の拡大に努めます。
- (2) 会活動の中核である支部組織や各委員会を強化するため、会勢拡大出陣式を含めた役員研修会の充実および役員数の充足に努めます。

2、指導事業

- (1) 納税者の求める信頼ある相談業務に努めるとともに、インターネットの普及促進に向けて会員のメリットを考えた施策を行います。
- (2) 青色申告特別控除65万円の制度をできるだけ多くの会員が利用できるよう、個々の実態にあわせた複式簿記講習会並びに、インターネットの利用促進に努めます。
- (3) パソコン会計ソフト利用者には、自習形式の講習会を含めた個別の相談会を頻繁に行います。
- (4) 新規入会者に対しては早期に自計成りができるよう十分な指導を行います。
- (5) 自己研鑽運動の一環として全会員の記帳確認講習会を

- (6) 青年部の組織を完備し、充実した活動ができるよう努めます。
- (7) 女性部がより充実した活動ができ、活躍されるよう努めます。
- (8) パソコンを利用した会員へのサービス、会組織の強化につながるよう努めます。
- (9) 会員のための会報発行と納税者への広報活動、特にホームページの充実を目指します。
- (10) 労災保険特別加入である建設一人親方組合の設立を目指します。
- (11) 将来を見据えた子供のための租税教育を始め、各種講習会に努めます。
- (12) 会員の退会防止策について検討します。

3、納税準備預金の推進

納税者が遅滞なく消費税等の税金を完納できるよう計画的に積立てられる納税のための準備預金を推進します。

4、財政基盤の強化

会員の増加と諸事業を積極的に行い、安定した財政基盤のもとに充実した会活動ができるようにします。

5、税制政策活動

(一社)全国青色申告会総連合、(二社)東京青色申告会連合会との連携のもとに、個人事業主の立場から公平・公正な税制等の確立を促める活動を行います。

- (1) 青色申告制度のあり方や消費税を納付する事業者の立場から各種措置について注視し必要に応じて陳情します。
- (2) 平成26年1月から施行された記帳及び帳簿保存義務の拡大を見据え、周知を図るとともに、今後の青色申告会を展望するための情報収集に努めます。
- (3) 小規模住宅用地にかかる都市計画税の軽減措置および小規模非住宅用地の減免措置の恒久化を目指します。
- (4) 高齢化社会における年金および医療、福祉等のありかたについて小規模事業者の立場から要望します。

6、共済の普及・厚生事業

(1) 小規模企業共済、倒産防止共済、青色生命共済、東京青色傷害保険、東京青色がん保険など青色申告会の各種共済、保険の利用、加入促進に努めます。

- (2) 労働保険並びに労災一人親方制度の加入促進に努めます。
- (3) 会員の異業種交流と親睦をはかるためのレクリエーションを実施します。
- (4) 会員の福利厚生として青色ドック(健康診断)、日帰り旅行を実施します。
- (5) フォーレ倶楽部(総合リゾートホテル)等の会員としての特典を活かします。
- (6) 青色カルチャーを充実させます。

7、関係団体との連携協調

本会の事業活動を円滑かつ効果的に推進するため、国税当局をはじめ関係官庁友好団体のご指導・協力を仰ぎながら連携協調を深めます。

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

- ※融資限度額：2,000万円
- ※返済期間：運転資金7年以内
設備資金10年以内

平成27年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.45% (平成26年7月11日現在)
- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40%(3年間)
- ※利用できる方：従業員20名以下
(商業・サービス業5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談 本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の方向問わず利用できます。

【法律相談】 毎月第1金曜日
午後1時～4時(30分単位)
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】 1月～3月 毎月第1～4火曜日
(3月第4火曜日除く)
4月～12月(8月休)毎月第2火曜日
午後1時～4時(30分単位)
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】 東京商工会議所練馬支部
練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F
区民・産業プラザ内
TEL:3994-6521 FAX:3994-6589